



ニューオリピッククラブ 乗馬教室 規約

第一条 (目的)

本教室は、乗馬を通じて、健康の増進・自然との調和・受講生相互の交流と親睦を図ることを目的とする。

第二条 (乗馬教室の構成)

本教室は乗馬教室として以下のコースをおく。

- ・5級取得コース
- ・4級取得プラン
- ・アドバンスコース
- ・ハーフマスターコース
- ・マスターコース
- ・1ヶ月フリーコース
- ・3ヶ月フリーコース
- ・その他クラブが定めたコース

第三条 (入学金及び授業料)

- ①入学金及び授業料は、入学手続き時にその全額を支払うものとする。ただし、一時に支払うことを困難とする場合、所定の方法により割賦払いとする方法あるいは本教室提携の割賦販売業者を利用することを可とする。
- ②中途解約の際、入学金及び授業料の返還については利用状況を鑑みて双方相談の上決定する。

第四条 (遅延損害金)

割賦金の支払が支払期日に遅れたときは、年率14.6%の遅延損害金を付する。

第五条 (受講生の権利及び特典)

受講生は、本教室の受講証を明示することによって次の権利及び特典を有する。

- ①本教室の施設は、別に定める特別料金よって利用することができる。
- ②本教室が主催する行事に参加することができる。

第六条 (受講資格の有効期限)

受講資格の有効期限は、受講初日より所定の期間とする。

第七条 (受講資格の一時停止または除名)

下記の場合、受講資格の一時停止または除名をすることができる。

- ①本教室の秩序を著しく乱した場合。
- ②本教室の名誉または信用を傷つけた場合。
- ③本教室の諸規則に違反した場合。
- ④受講生が本教室に支払うべき諸費用を3ヶ月以上滞納した場合。

第八条 (受講生の資格喪失)

1. 受講生は次の場合、その資格を失う。

- ①死亡。
- ②除名。
- ③任意の退学。

2. 受講生がその資格喪失時において授業料その他の未払債務を有するときは、速やかにその全額を弁済することを要する。

第九条 (届出事項の変更)

受講生が届け出た氏名・住所・電話番号・勤務先などについて変更があった場合には、本教室所定の方法により遅滞なく届け出るものとする。

上記の届出がないため、本教室からの通知又は送付書類その他のものが延着あるいは到着しなかった場合通常到着すべき時に到着したものと見なし、これに伴う損害は受講生の負担とする。

第十条 (責任)

本教室の騎乗中の事故については、クラブが加入している騎乗者傷害保険等を含めて対応する。

第十一条 (規約の改廃)

本教室が必要と認めるときは、規約の一部又は全部の改廃を行うことができる。

第十二条 (規約の運用)

規約に定められていない事項及び会則の条項の解釈に疑義を生じたときは、本教室及び当事者の協議により解決する。